

## 議案第164号

### 財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市成田1地割33番4 外1筆  
16,297.11平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

171,000,000円

4 処分する相手方

東京都板橋区舟渡一丁目12番11号  
株式会社鈴木商館  
代表取締役 鈴木 慶彦

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋 敏彦

#### 提案理由

北上工業団地の用地の一部を、株式会社鈴木商館の事業用地として処分しようとするものである。

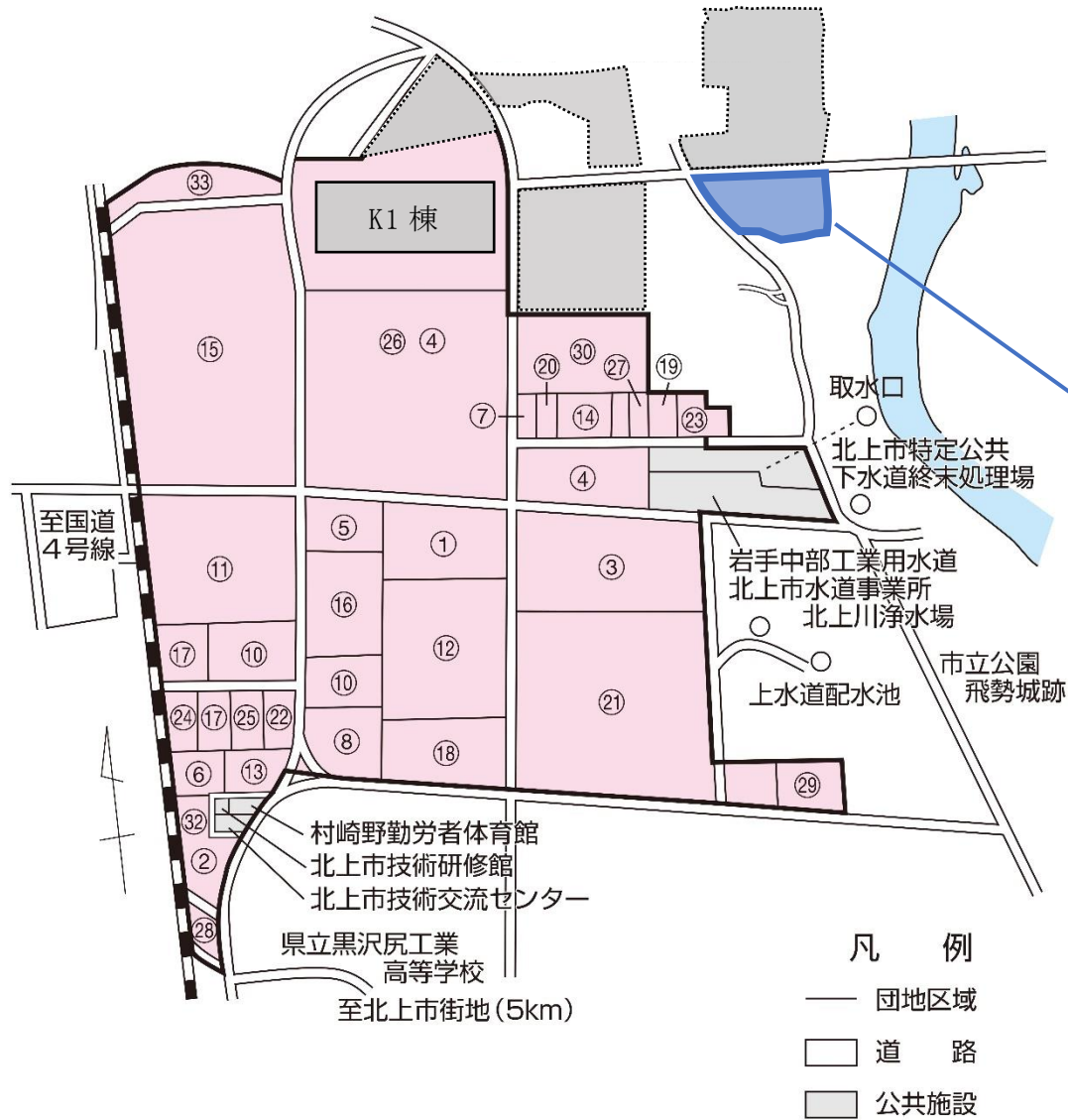
土地の表示

所在地		面積
1	北上市成田 1 地割33番 4	13,248.93m <sup>2</sup>
2	北上市成田 1 地割33番 8	3,048.18m <sup>2</sup>
合計		16,297.11m <sup>2</sup>

## 立地企業の概要

1. 会社名称 及び本社所在地	株式会社鈴木商館 東京都板橋区舟渡一丁目12番11号
2. 資本金	2億円
3. 設立	昭和14年3月15日
4. 代表者氏名	代表取締役 鈴木慶彦
5. 立地場所	北上市成田1地割33番4ほか
6. 敷地面積	16,297.11m <sup>2</sup> (4,929.87坪)
7. 建物面積	4,746.47m <sup>2</sup> (予定)
8. 事業内容	産業用・医療ガス、産業機械、化学品、冷媒の取り扱い 及び高圧ガス関連の機器・配管等の設計施工等
9. 操業年月	令和4年4月(予定)
10. 総投資計画	約14億2千万円
11. 従業員計画	100名
12. 事業所等の 設置理由	事業拡大のため

【株式会社鈴木商館 分譲予定区画位置図】



北上工業団地	16,297.11 m <sup>2</sup>
成田1地割33番4	13,248.93 m <sup>2</sup>
成田1地割33番8	3,048.18 m <sup>2</sup>